

令和3年度

# 工事現場安全パトロール結果まとめ

《令和 3年 4月 ~ 令和 4年 3月》



建設業労働災害防止協会静岡県支部袋井分会  
一般社団法人袋井建設業協会 安全委員会

担当	掛川地区	リーダー	杉山 正男
		サブリーダー	小笠 哲也
			杉田 真司
			萬谷 満

【作業場の床面】



○鉄板が浮いており、転倒の可能性がある。  
：安衛則 329条 作業場の床面



○進入路の敷き鉄板が、溶接によって固定されている。

【転落等の防止】



○足場の端部に転落防止措置がされていない。  
：安衛則 519条



○昇降設備として、梯子が使用されていた。  
階段での昇降施設が望ましい

【立入禁止処置】

：安衛則 552条



○関係者以外の立ち入りを禁止し、一般の人の立ち入りがしっかり制限されている。



### 【環境の整備】



○リサイクルボックスに飛散防止対策が  
されていない。 : 安衛則 504条



○危険物の表示等が綺麗に整備されている。

### 【作業通路】



○第三者の現場への立ち入り禁止措置が  
なされている。



○施工区間すべてに防護管が設置してあり、  
注意喚起を行っている。

### 【重機の取扱い】



○クレーン式バックホウのフックが未格納。  
: 安衛則 166条



○運転手のいないバックホウに鍵がついた  
ままになっていた。 : 安衛則 540条

### 【電気機器の管理】



分電盤の施錠・取扱責任者の表示がない

○電気機械器具の囲い、取扱責任者の表示がない。：安衛則 329条

### 【玉掛用具の管理】



キンク・著しい形の崩れ及び腐食

○ 不適合なワイヤーロープの使用禁止  
：安衛則 217条 クレーン則 215条

### 【環境の整備】



○ 現場に子供駆け込み110番として掲示があり地域への貢献が見られる。

### 【熱中症対策】



○WBGTの測定を安全掲示板に表示をし作業員への熱中症の注意喚起を行っている。

### 【頭上注意勧告】



○ 風力発電風車横でのレッカー作業となるため各所に頭上注意ののぼりを立てて注意喚起を行っている。



○ トイレがきれいにされており目隠しもしっかりされている。